

食品リサイクル小委員会の設置について（案）

令和 8 年 月 日
循環型社会部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会循環型社会部会（以下「部会」という。）に、食品リサイクル小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。
2. 小委員会は、食品リサイクル法に基づく制度の見直し等を含め、食品廃棄物の発生抑制及び再生利用の在り方に関する事項等について調査・審議する。
3. 小委員会の決議は、中央環境審議会循環型社会部会長の同意を得て、部会の決議とすることができる。

なお、これまで食品リサイクル専門委員会において、調査を行ってきた事項についても小委員会において、調査・審議することとし、食品リサイクル専門委員会は廃止する。